

個人情報の取扱いにご注意ください

平成 29 年 5 月 30 日から、改正された個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)が施行されました。これまで、自治会やサークルのような非営利の組織は法律の対象外とされてきましたが、改正後は小規模の事業者(これを個人情報取扱事業者といいます。)として法律の適用を受けることになりました。小規模の事業者に対しては、その事業や活動が円滑に行われるように、一定の配慮が盛り込まれています。次のとおり個人情報保護法の基本的なルールをまとめましたので、参考にしてください。

● 個人情報を集めたり、保管するときのルール

(1) 個人情報を集めるとき

個人情報を集めようとするときは、あらかじめ利用目的を決め、本人に対しその利用目的を示さなければなりません。具体的には、個人情報を集める際の用紙に利用目的を記載して示す方法が考えられます。

(2) 個人情報を保管しているとき

集めた個人情報の漏えいの防止のために適切な措置を講じる必要があり、盗難や紛失などがないよう適切に管理しなければなりません。特に、配付した先の人に対しても、盗難や紛失、転売しないなどの注意を呼びかけることも大切です。

(3) 個人情報の訂正など

集めた個人情報に誤りがあり、本人から訂正を求められた場合は、適切に対応する必要があります。また、訂正を求める際の連絡先などもあらかじめ周知しておくとういでしょう。

● 個人情報を第三者に提供するときのルール

(1) 本人の同意を取りましょう

本人以外の人に個人情報を提供する場合、あらかじめ本人の同意を得ることが必要です。

例えば、「自治会の各班長に配付するため」と、本人へ伝えただけで、任意で個人情報を提供してもらえば、同意を得たこととなります。

実際は、個人情報を集める際に、利用目的を説明することと、必要最小限で個人情報を提供する場合の同意をもらうことが考えられます。

また、次のような場合は、同意を得なくても法律の規定で提供することが可能です。

▶ 法令に基づく場合

▶ 災害発生時など、人の生命、財産を守る場合

▶ 会員名簿の印刷を印刷業者に委託する場合

(2) 提供した記録を残しましょう

個人情報を第三者に提供した場合は、提供先、日時、提供した内容などを記録しておく必要があります。

(3) 提供する場合のルールづくり

それぞれの団体などで、個人情報を提供したり、利用する際の管理方法を整理しておきましょう。

具体的には、次のような方法が考えられます。

▶ 取扱ルールを名簿の余白や裏面などに記載する。

▶ 配付対象者や提供情報を限定する。

▶ 廃棄方法を決め、名簿などに明記する。

(4) 個人情報を委託先に提供する場合の注意点

名簿の印刷を印刷業者に委託するときなどは、委託先の業者が個人情報を適切に管理できるか、口頭などで確認することが大切です。

● 個人情報保護法 Q & A



個人情報とは？



生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会などの役職なども、氏名と関連して管理している場合は、個人情報になります。



既に配付している名簿はどのように取り扱えばいいのでしょうか？



団体の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何かをする必要はありませんが、紛失・盗難などないように、適切に管理しましょう。



新しい名簿を作成・配付する場合、変更のない人は、以前の情報をそのまま利用することになりますが、その場合はどのようにすればいいのでしょうか？



以前に名簿を作成するときに、「利用目的」を伝え、「第三者への提供」の同意を得ていれば、特に何も必要ありません。利用目的を伝えておらず、提供の同意を得ていない場合や、全く新しい人から個人情報を収集する場合は、基本的なルールに注意して作成してください。

個人情報保護法に関する質問や疑問点があれば、次の窓口にご連絡ください。

問 個人情報保護法相談ダイヤル TEL 03(6457)9849

(受付時間：午前9時30分～午後5時30分 土日祝日および年末年始を除く)

第3次大田原市行政改革大綱に基づく

行政改革年度別実施計画の実施状況報告

問 総務課 A2階 TEL (23)1111

平成28年度における行政改革の実施状況をお知らせします。

本市では、第3次大田原市行政改革大綱に基づき、年度別に具体的な取組を「実施計画」にまとめ、行政改革を推進しています。実施状況は、市職員で組織する「行政改革推進本部会議」において進行管理を行い、市民組織からなる「行政改革推進委員会」に報告し、助言や提言をいただいで翌年度以降の取組みに反映しています。

※年度別計画の達成状況は「a：ほぼ達成(90%以上)、b：大半を達成(80%以上)、c：おおむね達成(60%以上)、d：未達成(60%未満)」の4段階で評価しています。

1「自助・共助・公助のまちづくり」

小項目	年度別計画	取組実績	評価
自主防災組織の推進	20 組織の自主防災組織の設立	15 自治会で 14 の自主防災組織が設立。 これまでの累計は 74 自治会で 66 の自主防災組織の設立となった。	c
地域協働の推進 (特定健康診査、がん 検診の受診率向上)	①特定健診受診率 56% ②がん検診 ・肺がん 49% ・大腸がん 48%・子宮がん 38% ・前立腺がん 50%	健康づくりリーダーなどの関係団体と連携して、受診の勧奨などを行った。 ①特定健診受診率 51.2% ②がん検診 ・肺がん 48.8% ・大腸がん 49.0% ・子宮がん 38.5% ・前立腺がん 43.2%	b
生涯学習推進計画への 協働体制の位置付け	未設置地区の設立に向け、地 域との連携を図る。	金田北地区、川西地区の設立をもって、市内すべての地区(12 地区)への生 涯学習推進協議会の設立が完了した。	a
保育園民間委託等の 推進	①民営化に向けた移譲準備 ②移譲先法人の公募及び決定	平成 27 年度末に民営化を進めるうえでの課題を協議・検討した結果、2 ～3 年後を目途に再度判断するということになり、平成 28 年度は公立保 育園の民営化に向けての現況把握に努めた。	d
道路補修業務の包括 委託の推進	①実施業務の集計、分析 ②当面の委託業務内容の検討 ③委託(案)の調査検討	①防塵舗装、加熱舗装、砂利敷き、除草、側溝路肩清掃、要望・苦情処理 ②加熱舗装業務委託 3 路線 ③委託業務(案)として加熱舗装・側溝路肩清掃を検討した。	c
民間委託等の推進	他自治体の導入状況の調査	○県内市町及び同規模自治体の調査 導入が想定される施設：競技場、体育館、公園、駐車場、学童館保育館 など ○指定管理者の評価の実施	b
火葬場事業の広域化	那須地区広域行政事務組合の 生活環境部会における火葬場 事業の広域化に係る協議検討 の再開に向けての準備作業	次の会議において火葬場の広域化に関する協議を実施し、今後も引き続き 内部協議・検討を進めることで了承された。 H28.5.24 生活環境部会 H28.7.8 企画調整連絡会議 H28.7.14 正副管理者会議 H28.7.19 生活環境部会	a

2「市民サービスの向上」

窓口業務のアウトソー シング	他自治体の導入状況の調査	○県内市町及び同規模自治体の調査 県内では主要な窓口業務(証明書発行等)を民間委託している例がない。 ○先進地視察(板橋区役所) 戸籍住民課の一部業務及び総合案内業務の民間委託、受付案内システム	a
様々な情報発信手段 を用いての情報発信	①市広報紙の発行部数 ②記者会見での情報提供数 ③市ホームページアクセス数 ④各種媒体での情報発信	【目標】① 22,000 部 ② 100 件 ③ 970,000 件 【実績】 22,000 部 77 件 934,666 件 【目標】④フェイスブック 250 件 ユーチューブ 30 件 メール配信 250 件 【実績】 661 件 25 件 1,408 件	c
電子申告の普及推進	① P R の実施 ②電子申告率 62%	①ホームページでの周知や税理士会への依頼、個別案内書の送付などを実施。 ②電子申告率 62.43% 申告件数 82,997 件のうち電子申告件数 51,816 件	a
事務事業の検証、改 善	事務事業の検証の実施 コスト削減額 10,000 千円	○行政評価の結果により、13 事業の重点化、52 事務事業へ予算反映 ○事務事業評価の結果から 8 事業を選定し、検証や改善の提案を行った。 改善による減額 4 事業 31,187 千円 サービス向上による増額 2 事業 1,700 千円 ○「押印見直しガイドライン」を作成し、31 施設の使用許可申請書などの 42 様式に押印の省略を行った。	a
I C T を活用した事務 プロセスのシステム化	①システム化 2 業務 ②人工(にんく)数増減 △2 人	①事務事業検索、インフラ不良個所通報などのシステムを作成した。 ②職員減数は 0 人	d

3「効率的な執行体制の確立」

定員適正化計画によ る定員管理	対前年△18 人 財政効果額 105,485 千円	対前年△23 人(平成 27 年度職員数 604 人 平成 28 年度職員数 581 人) 財政効果額 158,746 千円	a
多様な人材の確保、 育成のための人事評 価制度等の充実	①新任職員をサポートするた めのメンター制度の研究 ②人事評価制度の本格実施	①メンター研修の実施 受講者 33 名 H29.1～3 まで 9 組で試行を実施した。 ②上期 590 人 A:3 人 B1～B3:583 人 C:4 人 H28.12 勤勉手当に反映 下期 588 人 A:3 人 B1～B3:575 人 C:10 人 H29.6 勤勉手当に反映	a

4「行政体制の見直し」

組織機構の見直し	組織及び体制の見直し 検討・実施	各課へのヒアリングを実施し、効率的な組織改編を実施した。 【課の再編】1課増 新設「新庁舎整備課」【係の再編】1係増	a
----------	---------------------	---	---

5「持続可能な財政構造の確立」

財政の健全化	①市債残高前年度を下回る ②財政調整基金残高 15 億円 程度を確保する	①市債残高(臨時財政対策債を除く。) 平成 27 年度：16,180 百万円 平成 28 年度：15,859 百万円 ②財政調整基金残高 1,413 百万円、減債基金残高 212 百万円 計 1,625 百万円	a
市税等の徴収率の 向上	①市 税 98.8% ②国 保 税 91.7% ③介護保険料(普徴) 92.1% ④保 育 料 99.3% ⑤住宅使用料 99.0%	①市 税 98.9% ②国 保 税 92.3% ③介護保険料(普徴) 91.8% ④保 育 料 99.8% ⑤住宅使用料 98.7%	a
広告事業による税外 収入の確保	①ホームページバナー広告事 業 ②市広報紙広告事業 ③行政案内板広告事業 ④市営バス車内広告事業 ⑤市指定ゴミ袋広告事業 ⑥公用封筒広告事業 ⑦その他の広告事業の実施 計 2,390,000 円	①市ホームページバナー広告事業 21,000 円 ②市広報紙広告事業 315,000 円 ③行政案内板広告事業 150,000 円 ④市営バス車内広告事業 324,000 円 ⑤市指定ゴミ袋広告事業 740,000 円 ⑥公用封筒広告事業 529,600 円 ⑦その他の広告事業 6,479,750 円 (内訳)・市営バス時刻表作成 649,750 円 ・子育てガイド作成 230,000 円 ・暮らしのガイドブック作成 5,600,000 円 ①～⑦合計 8,459,350 円	a
ふるさと納税寄附金 の促進	①専用サイトでの周知 ②魅力ある特産品等の拡充 ③ふるさと納税寄附金目標額 年額 150,000 千円	①市ホームページ・専用サイトでの周知や「大田原市魅力サイト」のトップ ページへのバナー掲載。 ②「ゴルフプレー券」等謝礼品の拡充。 ③平成 28 年度 寄附額 149,849 千円	a
時間外勤務の削減	平成 26 年度時間外勤務 53,415 時間を 2%削減し、 目標 52,300 時間	実績 55,631 時間 目標に対し 6.37% 増	d
経費の節減(事務改善 マニュアルに基づく 削減)	財政効果額 20,000 千円	○事務改善マニュアルに基づく経費削減 財政効果額 合計 18,237,353 円 (内訳)①郵便料金 6,914,488 円 ②再生トナー使用 4,944,470 円 ③電気料金 5,477,968 円 ④コピー用紙 702,627 円 ⑤廃棄文書の溶解処分 197,800 円 ○事務改善マニュアルの改訂(H 29.3)	a
市有財産の有効活用	公有財産売却 4 件 16,000 千円 公有財産払下 8 件 4,000 千円 計 20,000 千円	未利用の土地・建物の売却 公有財産売却 6 件 16,828 千円 公有財産払下 5 件 1,431 千円 計 18,259 千円 物品売却収入 9 件 3,844 千円 合計 22,103 千円	a

6「公営企業等の経営健全化」

下水道使用料等の徴 収率の向上	①下水道使用料 99.55% ②受益者負担金 97.00%	①下水道使用料 96.57% ②受益者負担金 93.80%	a
下水道未接続対策の強 化	下水道水洗化率 93.2%	下水道水洗化率 93.2%	a
公営企業会計の適用	固定資産台帳整備	下水道事業資産調査業務委託(決算書の整理、各施設の図面のデータ化など)	a
水道料金の徴収率の 向上	①現年度分 99.83% ②過年度分 71.90%	①現年度分 99.81% ②過年度分 72.27%	a
水道有収率の向上	①漏水調査の実施 ②老朽管更新 ③有収率 81.0%	①漏水調査の実施 佐久山、町島、大輪 3,100 戸 110km ②老朽管更新 1,140 m ③有収率 82.7%	a

※詳細は市ホームページで公開しています。「行政改革」と検索してご覧ください。